坳 件 畫 調

				490	14	可可	T	1		別 紙 2	
物	件名		厚木警	察署跡地	ī						
所	在均	ł	厚木市水	引2丁目	154番 1						
住 居	表:	示 実施地区(水引2丁目3番地1)(詳細は厚木市へお問い合わせください。)									
地	利	責	1,742.00	3 m²	地目	宅	地	形	状	整形	
	i道路の 及び構		敷地北側で幅員約9mの市道 (建築基準法第42条第1項第1号) に接面しています。敷地東側で幅員約30mの国道 (国道129号線 建築基準法第42条第1項第1号) に接面しています。敷地南側で幅員約6mの道路状の土地に接面しています。								
法令等に基づく制限	-1/17 - 1 =		市街化区域								
	都市計画法		用途地域	地域 商業地域							
	建築	基	建ペい率	80 % 容 積 率 400 %							
	準法		その他規制	規 防火地域等(詳細は、厚木市へお問い合わせください。)							
	文化具保護剂		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1								
	その他 の法律		無								
交 通	機	関	鉄道	小田急線「本厚木駅」から北西約0.9km							
	. 1戏		バス	神奈川中央交通バス「厚木警察署前」から徒歩約1分							
	C)敷 て	います。駐	坦ですが、 車場造成の	の際には、	スロープ	等の設置	を要し	ます。	敷地の大部分より但 、これらを含めて現	

-)敷地には、ネットフェンス、門扉、忍返し、電柱等が存置しており、これらを含めて現況にお ける引渡しとなります。これらの工作物の補修・改修・撤去・再築造及びその費用負担等につ いては、県は対応しません。
- ○敷地の周囲をネットフェンスで囲っており、北側と東側と南側にそれぞれ一か所門扉がありま す。
- 参 い合わせください。

考

事

項

- ○敷地には、厚木市の公共桝、下水管、防災無線等があります。詳細については厚木市へお問 ○都市ガスについては、敷地北側道路に低圧管(100mm)、敷地南側道路に低圧管(100mm、150
- mm) が敷設されています。 ○上水道については、敷地南側道路状の土地に本管(100mm)敷設されており、敷地内への給水
- 管は敷地南側でプラグ止めされております。 ○下水道については、敷地北側道路に向けて取付管(150mm)が2本敷設されており、それぞれ道
- 路内で汚水管 (250mm)に接続されています。 ○本敷地については、土壌汚染調査・地耐力調査は、実施しておりません。
- ○地中埋設物については、別添の存置図をご覧ください。ただし、地中埋設物調査は実施してい ないため、正確な位置や大きさ等は不明であり、これら含めて現況での引渡しとなります。ま た、他に地中埋設物等が発見された場合でも、撤去及びその費用負担等について県は対応しま せん。
- ○本敷地の形質変更を行う際は、形質変更に伴う粉塵防止対策として散水等に努めてください。
- ○本敷地の南側一部 (約610㎡) を県警に貸付けているため、その県警利用部を除いた部分の貸付 となります。なお県警からの要望により、県警利用部との境目に、ネットフェンス(約49m)を 設置する必要があります。その費用負担等については、県は対応しません。